

自然公園法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 公園事業となる施設の種類の追加

公園事業となる施設の種類として、自動車に動力源としての電気を供給するための施設等を追加するものとする。

(第一条第六号関係)

第二 国立公園及び国定公園の特別地域及び特別保護地区において許可を要する行為の追加

国立公園及び国定公園の特別地域及び特別保護地区において許可を要する行為として、環境大臣が指定する道路(主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。)において車馬を使用することを追加するものとする。

(第三条及び第四条関係)

第三 野生動物の生態に影響を及ぼす行為

野生動物の生態に影響を及ぼす行為は、野生動物に餌を与えること及び野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこととする。

(第六条関係)

第四 都道府県經由事務の廃止

環境大臣に対する協議の申出等に係る都道府県經由事務を廃止すること。

(原始附則第六項関係)

第五 施行期日等

- 一 この政令は、令和四年四月一日から施行するものとする。
- 二 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第一項関係)

(附則第二項関係)